

おおいた海外ビジネス協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、おおいた海外ビジネス協議会（以下「協議会」という。）と称し、英語標記を Oita Overseas Business Association とする。

(目的)

第2条 協議会は、海外での事業展開に意欲的な企業に対して、企業の事業展開支援を行う関係機関等と連携した情報共有・意見交換の場を提供するほか、海外への販路拡大に取り組む九州内外の類似団体や企業との交流を行うとともに、国内や世界のライバルに勝ち抜いていくための“技”を習得する事業の実施により、会員自らが進める海外販路拡大の後押しに努め、取引成立事例の増加につなげる。

(事業内容等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 海外販路拡大に関する会員間の情報共有・意見交換の場の提供
- (2) 九州内外の類似団体や企業との交流、国内外の現地視察
- (3) 国内や世界のライバルに勝ち抜いていくための“技”を習得する事業
- (4) 大分市姉妹・友好都市との経済交流
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、第2条に掲げる協議会の目的に賛同する、商品・サービス・技術等の海外輸出に実際に取り組んでいる又は将来的に海外展開を見据えている企業（個人事業主を含む）を会員とする。

- 2 会員は、大分県内に本社又は事業所を有し、年会費を納めた企業とする。
ただし、会長が特に入会を認めた場合は、大分県内の企業以外の者を会員とすることができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、会員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、入会の拒否又は除名することができる。
 - (1) 暴力団員である、若しくは暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき
 - (2) 誠意が無く、不正行為があると認めたとき
 - (3) 他の会員の活動や協議会の運営を妨げると認められるとき
 - (4) その他会長が必要と認めたとき
- 4 会員のうち、法人又は団体にあつては、協議会に対してその権利を行使する1人の者を定め、事務局に届けるものとする。変更した場合も同様とする。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会届兼同意書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 協議会を退会しようとする会員は、退会届（様式第2号）を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、入会費及び年会費を支払わなければならない。

2 入会費の額は、1万円とする。ただし、再入会するものについては免除するものとする。

3 年会費の額は、1万円とする。ただし、入会初年度の年会費は免除するものとする。

4 会員が既に納付した会費は、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 年度内に会費の納入をしなかったとき

(2) 第4条第3項の規定に該当することが判明したとき

(3) 法令や公序良俗に反する行為などをしたと認められたとき

(4) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

2 会員の資格の喪失は役員会において審議のうえ、会長がこれを決定する。

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 直前会長 1名

(3) 会長代行 若干名

(4) 参与 2名

(5) 監事 2名

2 会長及び会長代行は、会員の互選により選任する。

3 直前会長は、必要に応じて会長の指名により選任する。

4 参与は、パートナーの中から会長の指名により選任する。

5 監事は、会員の互選により選任する。ただし、互選により選出できないときは、会員以外の者を充てることができる。

6 会長、直前会長、会長代行、参与及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順番によりその職務を代行する。
- 3 直前会長及び参与は、会長の求めに応じ、協議会の事業内容に関する助言等を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 会長、会長代行及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 直前会長及び参与の任期は、在任会長の任期と同一とする。
- 3 任期の途中において役員に欠員が生じた場合、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(パートナー)

第12条 協議会にパートナーを置くことができる。

- 2 パートナーは、大分県内に拠点を構えている、又は大分県内に拠点は有しないが大分エリアを管轄する、企業の海外展開支援を行う公的機関のほか、大分県内に拠点を構え、地域の企業の海外展開を事業や融資等で支援している銀行や信用金庫、保険等の金融機関とし、会長の指名により選任する。
- 3 パートナーは、会員の活動に対して、専門的見地からの助言等支援を行う。
- 4 任期の途中において異動等があった場合は、当該者の後任者が就任するものとする。

(アドバイザー)

第13条 協議会の事業の企画・実施に当たり、専門的な意見を聞くためにアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、前条に規定のパートナーを除く、これまで協議会において実施した事業に参画したことがある個人又は企業・団体等の中からその専門性等を考慮のうえ、会長が指名し、総会の審議を経て委嘱する。

(サポーター)

第14条 協議会の目的を達成するため、連携・協力等により海外販路拡大を進めていくサポーターを置くことができる。

- 2 サポーターは、海外輸出に取り組む商社やバイヤー等、海外販路拡大に係る事業を行う大分県及び大分市以外の自治体や関連団体のほか、大分県内に拠点を構えている、又は大分県内に拠点は有しないが大分エリアを管轄して

おり、地域の企業の海外展開を有償・無償に関わらず事業・研究等を通して応援している大学・学校等の教育機関、航空や鉄道、郵便や運輸等の輸送機関、電気通信事業者等の通信機関、新聞社や放送局等の報道機関など公共性の高い企業・団体等、加えて会長が特に必要と認めた企業・団体等を登録する。

- 3 サポーターは、会員との交流や協議会との協働のほか、各者の知見を活かした助言等により協議会の活動を支援する。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなす。

- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 役員の選任に関する事
- (4) 規約の改正に関する事
- (5) その他会長が必要と認めた事項

- 4 総会は、議長を除く出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(代理出席)

第16条 会員は、やむを得ない事情により総会に出席できないときは、当該会員が委任する代理の者が総会に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該会員は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(代表者会議)

第17条 協議会を円滑に運営するため、必要に応じて代表者会議を開催することができる。

- 2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に諮るべき事項に関する事
- (2) 総会で承認を受けた事項の執行に関する事
- (3) その他会長が必要と認めた事項

- 3 代表者会議は、会長、直前会長、会長代行、参与及び事務局をもって構成する。

- 4 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に代表者会議への出席を求

めることができる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 協議会の経費は、入会費、年会費、事業費負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 事業費負担金は、実施する事業毎に必要な額とする。ただし、大分市負担金については市長が認めた額とする。

(事務局)

第20条 協議会の事務局を大分市商工労働観光部創業経営支援課内に置き、事務局長は創業経営支援課長とする。

2 前項の事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条

1. 本協議会は、次のいずれかに該当する場合に、総会の決議により解散するものとする。
 - (1) 新たな会長及び役員体制の構築が困難であり、次期体制が確立できなかったとき
 - (2) 協議会の目的が達成されたと認められるとき
 - (3) 会員数の著しい減少等により、協議会の運営が著しく困難となったとき
 - (4) その他、総会において解散が適当と認められたとき
2. 前項に定める解散の決議には、総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を必要とする。
3. 議会の解散に際して残余財産がある場合には、総会の決議により、在籍会員に公平に分配するものとする。

附 則

この規約は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、廃止前のおおいた産品等海外ビジネスサポート協議

会を通した大分産品の出品登録に関する要領（以下「要領」という。）の規定により出品者登録申込書を提出した者は、この規約第5条の規定により入会届を提出した者とみなすことができる。

- 3 この規約の施行の際、廃止前の要領の規定により出品者登録料を支払った者は、この規約第6条の規定により入会費を支払った者とみなすことができる。

附 則

この規約は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月27日から施行する。

ただし、改正前の規約によって就任した副会長の任期は令和5年5月26日までとする。

附 則

この規約は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月23日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

おおいた海外ビジネス協議会 入会届兼同意書

年 月 日

おおいた海外ビジネス協議会会長 殿

おおいた海外ビジネス協議会に入会したいので、協議会規約第5条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

貴社名	フリガナ			
代表者職・氏名	フリガナ			
本社又は事業所 所在地	〒	-		
	大分県			
大分市所在地 ※上記所在地とは別に大分市内に事業所等がある場合のみご記入ください。	〒	-		
	大分市 ※別途、大分市の事業や補助金についてご案内させていただく場合がございます。			
担当者職・氏名 及び連絡先	職・氏名			
	電話		FAX	
	E-mail			
ホームページ URL				
従業員数	名	設立年月日	年	月 日
主な商品・サービス				
主要業種	1. 食品製造業 2. 美容・化粧品製造業 3. 工業製品製造業 4. その他（ ） ※上記より最も近いものに丸印をつけてください。			
メール配信の希望	今後、協議会から海外商談会・展示会や国・県等の支援制度などについての案内メール受信を希望しますか？ ☐ はい ☐ いいえ ※希望されない方にも、協議会に関する重要なお知らせは送信させていただきます。			
第三者提供許諾	ご記入いただきました情報について、大分県やジェトロ等の関係団体に提供してもよろしいでしょうか？ ☐ 同意する ☐ 同意しない ※どちらか一つ必ずご選択ください。			
協議会の活動 目的への同意	本協議会は、海外での事業展開に意欲的な企業に対して、企業の事業展開支援を行う関係機関等と連携した情報共有・意見交換の場を提供するほか、海外への販路拡大に取り組む九州内外の類似団体や企業との交流を行うとともに、国内や世界のライバルに勝ち抜いていくための“技”を習得する事業の実施により、会員自らが進める海外販路拡大の後押しに努め、取引成立事例の増加につなげることを活動目的としています。 ☐ 同意する ☐ 同意しない ※どちらか一つ必ずご選択ください。			

様式第2号（第5条第2項関係）

おおいた海外ビジネス協議会 退会届

年 月 日

おおいた海外ビジネス協議会会長 殿

会 員 企 業 名
代表者職・氏名
担当者職・氏名

下記の理由により、おおいた海外ビジネス協議会を退会したいので、協議会規約第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

退会の理由	※今後の協議会運営の参考にさせていただくため、退会の理由をお聞かせください。
-------	--

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

※退会年度において、未納分の入会費・年会費がある場合は、直ちにご納入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、協議会規約第6条第4項の規定に基づき、既納の会費の返還はいたしません。